

(各関係団体) 御中

香川県知事 浜田 恵造

「感染拡大防止対策期」への移行について

本県における新規感染者の急増を受け、対策期を「感染警戒期」に移行したところですが、3月30日にも、28人の新規感染者が発生し、1週間の新規感染者数が、さらに次の対策期への移行基準である48人を超えたことから、2日続けてではありますが、香川県対処方針に基づき、対策期を移行し、4月1日(木)から21日(水)までの3週間、「感染拡大防止対策期」に位置づけることとします。

「感染拡大防止対策期」の対策は資料1のとおりですが、主な対策としては、法に基づく協力要請として、「県内」における不要不急の外出及び「県外」への不要不急の往来について慎重に検討していただくようお願いします。また、会食の機会や県内外での人の移動が多い年度初めに当たっては、あらためて注意をお願いします。

加えて、今回の感染者の急増は、これまで想定していた拡大スピードをはるかに超えており、変異株の拡がりということに対応する必要があること、4月12日から始まる高齢者へのワクチン接種を円滑に行うため、短期間で、集中的に一定レベルまで抑える必要があると考え、今回の対策では、飲食店に対する時短要請を検討することといたしました。今後、対象となる店舗や短縮する営業時間、対象期間、また、時短要請にご協力いただいた方への協力金も含め、早急に内容を検討し、お知らせいたします。

つきましては、貴職におかれまして、「感染拡大防止対策期における対策(4月1日以降)について」(資料1)及び「感染拡大防止対策期 年度初めに当たってのお願い」(資料2)の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。